第1章



信書便事業の概況

通信手段の一つである信書の送達の事業は、130年以上もの間、郵便事業として、国が独占して行ってきましたが、平成15年4月から信書便法が施行され、郵便事業とは別の信書便事業として、民間事業者の参入する途が開かれました。

この章では、「信書」とはどのようなものか、信書便事業にはどれくらいの事業者が参入し、どのようなサービスを提供しているのか、といったことをご紹介します。





第1節 信書便事業とは

1「信書」とは

「信書」とは、はがきや手紙のように、特定 の受取人に対して、差し出した人の意思を表 示したり、事実を通知する文書をいいます (郵便法第 4 条第 2 項)。

はがきや手紙のほかにも、請求書や契約 書、招待状、証明書、一部のダイレクトメー ルなども、特定の受取人に対し内容を伝える ために送付する場合は「信書」に該当します。

「信書」は通信手段であり、憲法が保障する 通信の秘密を保護する必要があることから、

「信書」についての秘密を侵すことは禁止さ れています。また、他人の「信書」の送達の 事業は、日本郵便株式会社と信書便事業者の みが行うことができ、宅配便やメール便で 「信書」の送付を行うことは禁止されていま す (P20 参照)。

なお、信書便法では、「信書」そのものだけ ではなく、信書の包装及びその包装に封入さ れる信書以外の物を含めた「信書便物」を単 位として、様々な取扱いを定めています。

◎ 信書に該当する文書の例



【類例】

- 納品書
- ●領収書 ●見積書
- 願書
- ●申請書 ●申込書 ● 契約書 ●申告書 ●依頼書
- ●照会書
- ●回答書 ●承諾書
- ●レセプト(診療報酬明細書等)
- ●推薦書 ●注文書
- ●年金に関する通知書・申告書
- ●確定申告書 ●給与支払報告書





許可書の類

【類例】

- 免許証
- 認定書
- ●表彰状
- ※カード形状の資格の認定書など を含みます。







証明書の類

【類例】

- 印鑑証明書
- ●戸籍謄本
- 健康保険証

- 車検証
- 産業廃棄物管理票
- ●振込証明書
- 登記簿謄本 ●履歴書
- 保険証券 ● 輸出証明書

● 納税証明書

●住民票の写し

健康診断結果通知書・消防設備点検 表・調査報告書・検査成績票・商品の 品質証明書その他の点検・調査・検査 などの結果を通知する文書







ダイレクトメール

- 文書自体に受取人が記載されて いる文書
- 商品の購入等利用関係、契約関 係等特定の受取人に差し出す趣 旨が明らかな文言が記載されて いる文書



信書便物

信書そのもの



信書と信書以外のものを封入した包装



⊗ 信書に該当しない文書の例

●会報

カレンダー

書籍の類

【類例】

- ●新聞
- ●雑誌
- ●手帳
- ●会誌
- ●ポスター ●講習会配布資料 ●作文
 - ●研究論文 ●卒業論文
- ●裁判記録 ●図面
- ●設計図書







カタログ



小切手の類

【類例】

●手形 ●株券 ● 為替証書





プリペイドカードの類

【類例】

- 商品券 図書券
- プリントアウトした電子チケット

¥1000 商品券 図書券 ¥500

乗車券の類

【類例】

●航空券

●定期券

●入場券



定期 00 ↔ 00 □ 5•5



クレジットカードの類

【類例】

● キャッシュカード ● ローンカード





会員カードの類

【類例】

- ●入会証
- ●ポイントカード
- ●マイレージカード







ダイレクトメール

- ●専ら街頭における配布や新聞折り 込みを前提として作成されるチラ シのようなもの
- 専ら店頭における配布を前提とし て作成されるパンフレットやリーフ レットのようなもの



その他

【類例】

●説明書の類

(市販の食品・医薬品・家庭用又は事 業用の機器・ソフトウェアなどの取扱 説明書・解説書・仕様書、定款、約 款、目論見書)

- ●求人票
 - ●配送伝票
- ●名刺
- ・パスポート
- ●振込用紙
- ●出勤簿
- ・ナンバープレート

2 信書便法の目的

信書便法は、「民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資する」ことを目的としています。

これは、従来、国家独占とされてきた信書

の送達の事業に競争原理を導入することにより、利用者の選択肢を拡大し、その利便の向上を図ることを目指すとともに、引き続き、信書の送達の役務の日本全国におけるあまねく公平な提供(ユニバーサルサービスの提供)を確保するため、これに支障のない範囲で信書の送達の事業への民間事業者の参入を認めるという趣旨を定めたものです。



3 信書便事業の類型

信書便事業には2つの類型があります。

1 一般信書便事業 ……………

「一般信書便事業」とは、「信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうちに一般信書便役務を含むもの」です。

「一般信書便役務」とは、長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm及び3cm以下であり、かつ、重量が250g以下の信書便物を国内において差し出された日から原則3日以内に送達する信書便の役務です。

一般信書便事業を営む許可を受けた一般信書便事業者は、一般信書便役務を必ず提供しなければなりませんが、他の信書便役務については任意に提供することができます。例えば、長さが40cmを超える信書を送達日数の制限を設けずに送達する役務を提供することや、特定信書便事業の取り扱う長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超える信書を送達する役務も提供できます。もちろん、一般信書便役務のみを提供することでも構いません。

2 特定信書便事業 …………

「特定信書便事業」とは、次のいずれかに該当する信書便の役務のみを他人の需要に応ずるために提供する事業です。

- ① 長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの(以下「1号役務」といいます。)。
- ② 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達するもの(以下 [2号役務] といいます。)。
- ③ 料金の額が800円を下回らない範囲内に おいて総務省令で定める額を超えるもの (以下「3号役務」といいます。)。

参考:信書便法改正による信書便役務の範囲拡大

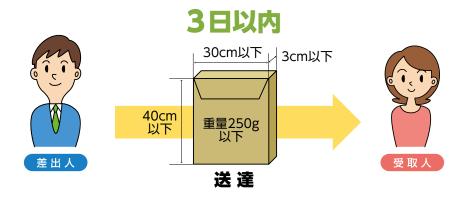
○ 1 号役務: 取り扱うことのできる信書便物のサイズを3 辺計90cm超から3辺計73cm超まで拡大 (A3サイズ大の封筒まで取扱い可能に)

○ 3 号役務: 取り扱うことのできる信書便物の料金の額 を1通1,000円超から1通800円超まで拡大 ※法改正施行日 平成27年12月1日

一般信書便事業

国民生活にとって基礎的な通信サービスを確保する観点から、「一般信書便役務」^(*)と呼ばれるサービスを提供することを条件にすべての信書の取扱いが可能となる事業です。

※ 軽量・小型の信書便物(長さ 40cm・幅 30cm・厚さ 3cm 以下で重量 250g 以下)を全国均一料金にて 全国で引き受け、国内において原則 3 日以内に配達するサービス



特定信書便事業

特定の需要に応えるサービスを提供するもので、以下のいずれかに該当するサービスの みを提供する事業です。

1大きい / 重いサービス (1 号役務) 長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス B C A A B + C T 3cm超 又は 又は 工は





4 主な信書便サービス

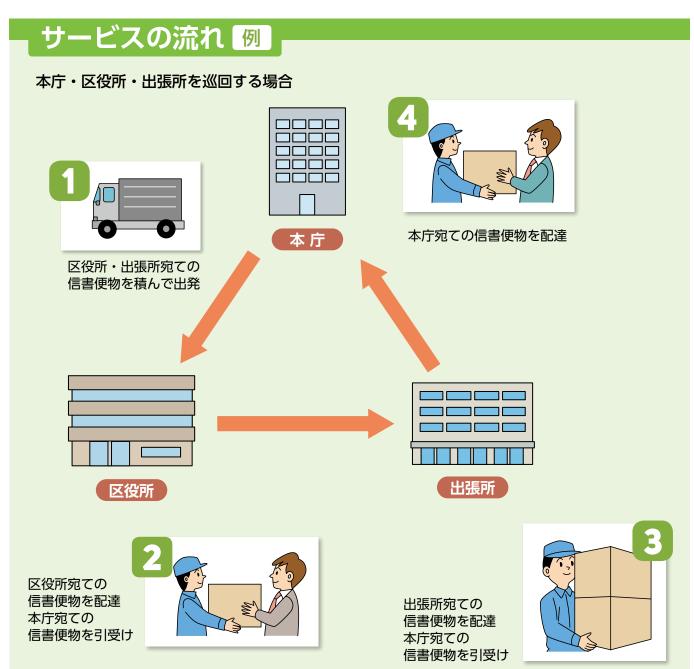
現在、信書便事業者が提供している主なサービスをご紹介します。

(1) 巡回集配サービス ……………… 対象信書の例 通知文書、依頼文書、指示文書

一定のルートを巡回して、各地点で信書便 物を順次引き受け、配達するサービスです。 自治体(本庁、出張所、学校、図書館ほか)、

企業(本社、支社、営業所間ほか)や、大学 (キャンパス間ほか) などで利用されていま す。





7 June

利用者の声

出雲市は、平成20年4月から、公文書等の集配業務を特定信書便事業者に委託しています。平成29年度は、本庁と各支所、各コミュニティセンター、小中学校・幼稚園・給食センターなどの計128施設を週5日(午前・午後)、4系統に分けて集配業務を委託しています。以下は、文書集配に関するご担当者の方からお聞きした話です。

信書便利用の前は、文書等の集配業務を どのような方法で行っていましたか。具 体的にどのような信書を送達していますか。

A 市職員3名が、毎日公用車で3系統に分かれて集配業務を行っていました。 信書の例としては、契約書・申請書・照会文書・回答文書・見積書・請求書などを送達しています。

信書便サービスを導入することとした経 緯を教えてください。

A 平成17年3月の市町村合併を期に、事務事業の見直しを行い、業務の効率化及び経費削減を図るため、平成20年4月から信書便事業サービスを導入しました。

信書便を利用するに当たって苦労された ことや留意 (工夫) されていることがあ れば教えてください。

A 文書等を入れるバッグには、施設名をわかりやすく記載し、誤配達が発生しないようにしています。また、曜日ごとでコースが異なるため、年間の計画を立てる際は、各施設によって回数に差が生じないように留意しています。

信書便事業者に委託するに当たって留意されていることを教えてください。

A 各支所、施設ごとで受け渡しをする際は、公文書等集配記録票に、順路及び施設ごとに配達個数と引取個数を記載しています。各施設では受領印を押印するなどして、正確な文書収受に留意しています。

信書便を導入してどのような効果がありましたか。

A 委託先の対応が迅速・丁寧であり、施設からの信頼もあり効果が高いものと思います。信書便導入により、事務の効率化及び人件費・公用車の維持管理経費等の削減が図られました。

信書便サービスに今後期待することを教えてください。

A 当市の業務に対応が可能な事業者が増えてほしいと考えています。

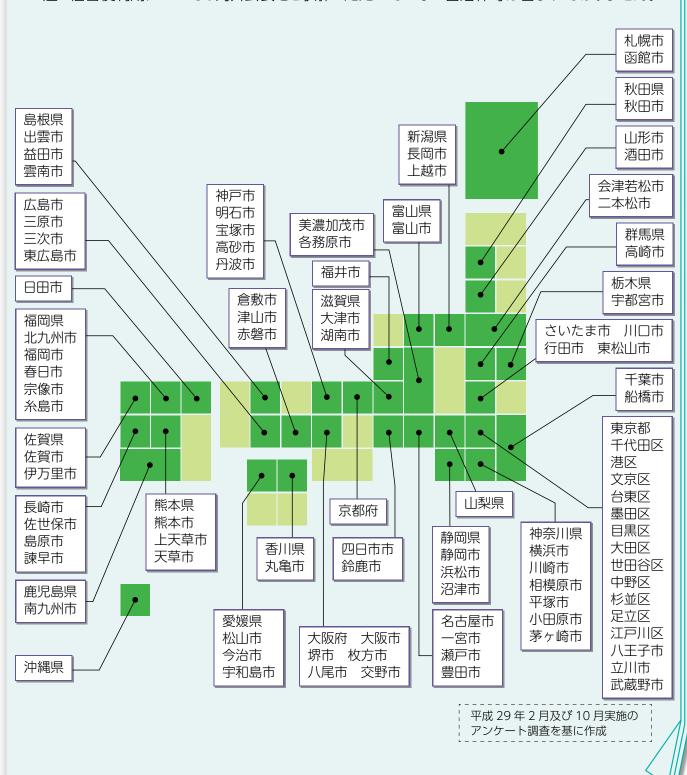
今後は、さらに事業の効率化と正確性を高めるため、委託先からも専門的な視点での提案をいただけたらと思います。



信書便バッグを車に積み込み

公文書集配業務の信書便事業者への委託状況

注:信書便利用についての対外公表をご了解いただいていない自治体等は含まれておりません。



で信書便物を順次引き受け、配達するサービなどで利用されています。 スです。企業の内部(本社から支社、支社か

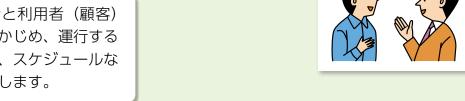
(2) 定期集配サービス …………………………… 対象信書の例 通知文書、指示文書、請求書

一定のルートを定期的に運行して、各地点ら営業所ほか)や、企業間(取引先間ほか)

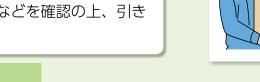


サービスの流れ 例

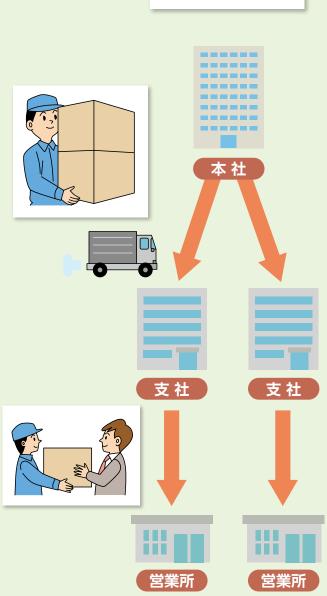
信書便事業者と利用者(顧客) との間で、あらかじめ、運行する ルートや地点数、スケジュールな どの仕様を調整します。



本社など(起点)で、支社など (各集配先) あての信書便物につ いて、通数などを確認の上、引き 受けます。



ルートに従って運行し、支社な どで信書便物の通数などを確認の 上、配達するとともに、その支社 など(起点)から営業所など(各 集配先) あての信書便物につい て、通数などを確認の上、引き受 けます。



ルートに従って運行し、営業所 などで信書便物の通数などを確認 の上、配達します。

信書便事業者の声①

大阪市に本社を置く A 社は、平成 21 年 3 月から信書便事業に参入し、1 号及び 2 号役務を展開しています。

以下は、このサービスのご担当者の方からお聞きした話です。

A 当社は、鉄道関連企業のグループ会社として、障害者雇用促進法上の特例子会社として、約120名の障害者を雇用しています。グループ各社が行っている業務について、障害者の職務としての適性、事業採算性等を検討した結果、グループ会社からの業務の受託契約の継続性及び発展性の観点から、信書便の送達の業務が適切ではないかと考え、事業許可取得を行いました。

普段取り扱っている信書としましては、主 に経理や給与関係の書類になります。

信書便の業務の流れを教えてください。

A 利用者と決めた使送便運行スケジュールに則り、大阪市を中心として、主に各建物入居者と対面し手渡しで信書便物を引受けています。配達については、鉄道やバスといった公共交通機関を利用し、配達先でも対面で引き渡しております。

信書の秘密の保護などについて、従業員に対する教育としては、具体的にどのような取組をされていますか。

A 新たに信書便事業へ配属となった社員については、研修を行っています。また、継続して担当している社員に対しても3ヶ月に1回、信書便事業の研修を行うことにより、再確認を行っております。社外の講習会にも参加し知識を深めるようにしております。

サービスの提供に当たって苦労された点は何ですか。

A 鉄道やバスといった公共交通機関を利用して配達しています。そのため、経路としましては、ターミナル駅や人通りの多い道路等も経路となっております。キャリーケースを用いて配達しているため、キャリーケースは後ろに引きずらず、横や前に置き、人にぶつからないように配達することを徹底しています。また、転倒事故防止のためにも、エスカレーターよりもエレベーターを利用しております。





信書便事業者の声②

愛知県豊田市に本社を置く B 社は、平成 28 年 11 月から信書便事業に参入し、1 号及び 3 号 役務を展開しています。

以下は、このサービスのご担当者の方からお聞きした話です。

普段どのような信書を取り扱っていますか。

A 東京事業所と名古屋事業所において、 親会社からの委託された社内便の仕分けや指定された施設へのルート巡回、送達及び集荷を行っています。

信書便事業に参入することとした経緯を 教えてください。

A 当社は愛知県に本社のある製造メーカーの特例子会社で、主たる業務は社内便の届出先毎への仕分けや荷物の受入・発送手続き、カタログ封入作業などのメール業務と、名刺やポスター、会議資料などの社内印刷業務です。また紙資料の PDF 化やシュレッダー代行作業、使用しなくなった PCのデータ消去など新たな業務にも取り組み、平成 28 年 4 月からは東京事業所と名古屋事業所において貨物軽自動車運送事業を開始しました。指定された親会社の施設への荷物の配送や集荷を行うためですが、あわせて社内便も送達することにしたため、特定信書便事業に参入しました。

() 信書便の業務の流れを教えてください。

A 親会社から委託された社内便を届出先 ごとに仕分けし、軽貨物自動車を使っ て、親会社指定の各施設をルート巡回、送達 及び集荷を行います。東京事業所と名古屋事 業所で、軽自動車を計4台使用し、計8拠点 を巡回しています。 信書の秘密の保護などについて、従業員に対する教育としては、具体的にどのような取組をされていますか。

A 当社はプライバシーマークを取得して おり、個人情報保護や機密管理に関する新入社員研修や教育テキストの配布、理解 度テスト、内部監査などを行っています。ま た機密強化月間では個人や係ごとに目標を設 定して結果を確認し、親会社、グループ各社 と連動したセキュリティライン自主点検や各 講習会にも積極的に参加しています。

マリン・ファイン サービスの提供に当たって苦労された点は何ですか。

A 社内便の届出先となる部署数が多く、 名前が似通ったものもあるため、仕分け棚の部署名の表示方法や収集カバンを色分けするなどの工夫をしています。また通路を広めに取ったり、運搬用台車のストッパーを改良するなど、業務が円滑に流れ、かつ安全

> に作業できる環境 づくりに心がけて います。



製物の停止機で産業に一時停止、運動機及び整 製業場の手能で一時停止、参引者での 概要の機関してから適用する

③ ビジネス文書の急送サービス ………… 対象信書の例 請求書、領収書、見積書

請求書や領収書などの信書便物について、 比較的近い距離や限定された区域内を急送す るサービスです。引き受けた配送員がそのま

ま直接配達する方法と、ハブ機能を持たせた 営業所を経由して運びつなぐ方法があります。



-ビスの流れ 🕅

- 利用者(顧客)がコールセン ターに連絡し、引受場所、配達先 などの情報を知らせます。
- コールセンターが、指定された 引受場所に最も近い配送員に連絡 し、引受けを指示します。
- 配送員が指定された引受場所ま で取り集めに出向き、信書便物を 引き受けます。



指定された配達先まで直接向か い、信書便物の通数などを確認の 上、配達します。

営業所を経由するパターン

引き受けた信書便物を、ハブ機 能を有する営業所まで一旦運び、 そこで方面別に区分して配達先の 地域を担当する別の配送員が配達 先に向かい、通数などを確認の 上、配達します。



4 メッセージカードの配達サービス ………… 対象信書の例 慶弔メッセージ

お祝いやお悔やみといったメッセージをイ ンターネットや電話、FAX で受け付けた後、 配達先に比較的近い地域でメッセージカード

を印刷し、そのカードを装飾が施された台紙 やぬいぐるみなどと一緒に配達するサービス です。





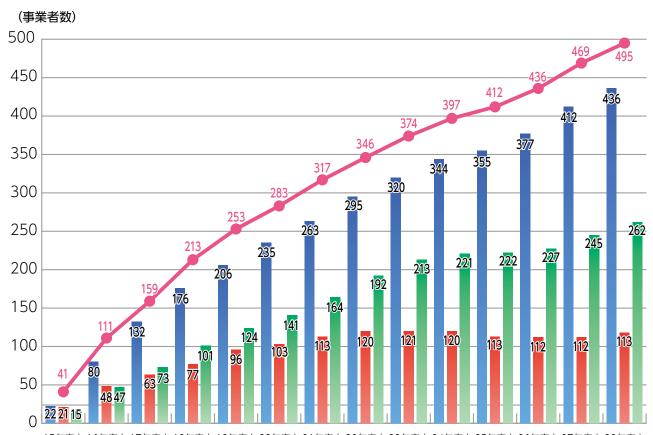


第2節 信書便事業の現況

1 参入事業者数と役務の種類別提供者数の推移

一般信書便事業への参入はないものの、特定信書便事業への参入は増加を続けており、 平成28年度末時点で495者となっています。 役務別に見ると、1号役務と3号役務を提供する事業者の割合が多くなっています。こ のうち1号役務については地方公共団体における公文書集配業務の受託を見込んで、また3号役務については高いセキュリティを必要とする信書便物も取り扱えるよう、許可を取得する事業者が多いためと考えられます。

図表 1 事業者数及び役務の種類別提供者数の推移(年度別)



15年度末 16年度末 17年度末 18年度末 19年度末 20年度末 21年度末 22年度末 23年度末 24年度末 25年度末 26年度末 27年度末 28年度末

- ■■ 1号役務(長さ・幅・厚さの合計が73cm超又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務)
- 2号役務(差し出されたときから3時間以内に信書便物を送達する役務)
- 3号役務(料金の額が800円超の信書便物を送達する役務)
- 事業者数

※複数の役務を提供する事業者がいるため、事業者数と役務の種類別提供者数の合計は一致しません。

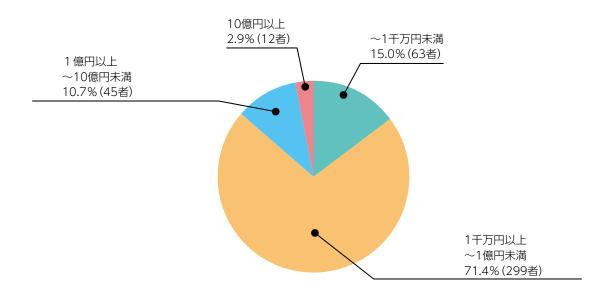
2 参入事業者の規模、主たる事業

信書便事業者のうち会社形態の事業者を資本金別に見ると、1億円未満が全体の約86%を、その中でも1千万円未満が約15%を占めており、会社形態以外の個人事業者が14者いることをあわせ考えると、小規模な事業者による参入も比較的容易であるとみることができます。

また、参入事業者が信書便事業の他に営んでいる主たる事業としては、貨物運送業が大多数を占めており(約76%)、その他に警備業、障害者福祉事業、ビルメンテナンス業、電気通信サービス業などがみられます。



図表 2 会社形態の参入事業者(419者)の資本金規模(平成 28 年度末時点)



図表 3 参入事業者が営む主たる事業 (平成 28 年度末時点)

業種別	事業者数	業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	375	廃棄物処理業	5	建設業(造園工事)	1
警備業	30	情報サービス業	3	港湾運送業	1
障害者福祉事業	14	不動産業	3	その他卸売・小売業	6
ビルメンテナンス業	12	印刷業	2	その他サービス業	28
電気通信サービス業	6	鉄鋼業	1		
旅客運送業	6	信書送達業	1	計	495

※ 495 者のうち個人事業者は 14 者

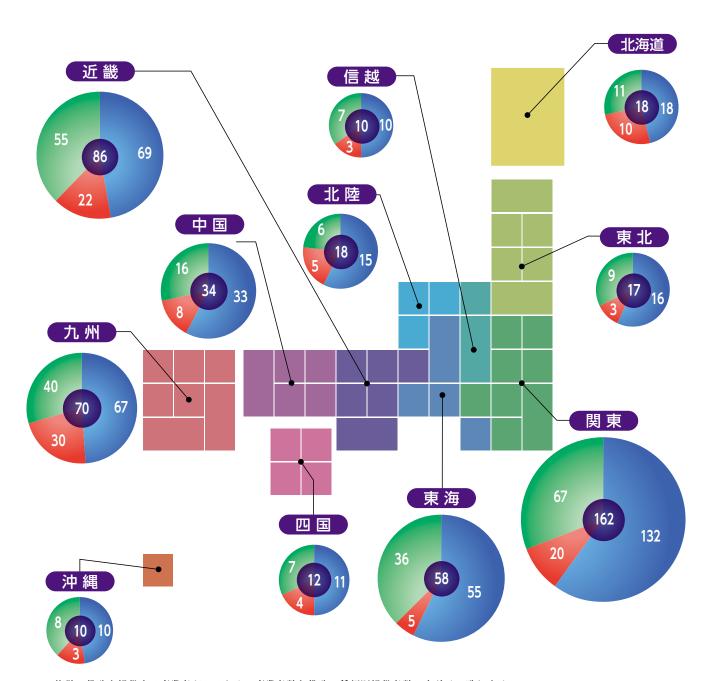
3 地域別参入状況

本社所在地別の参入事業者数は、関東が 162 者(約 33%)と多く、次いで近畿の 86 者(約 17%)、九州の 70 者(約 14%)の順となっています。



図表 4 地域別事業者数(本社所在地別)及び役務別提供者数(平成 28 年度末時点)





※複数の役務を提供する事業者がいるため、事業者数と役務の種類別提供者数の合計は一致しません。

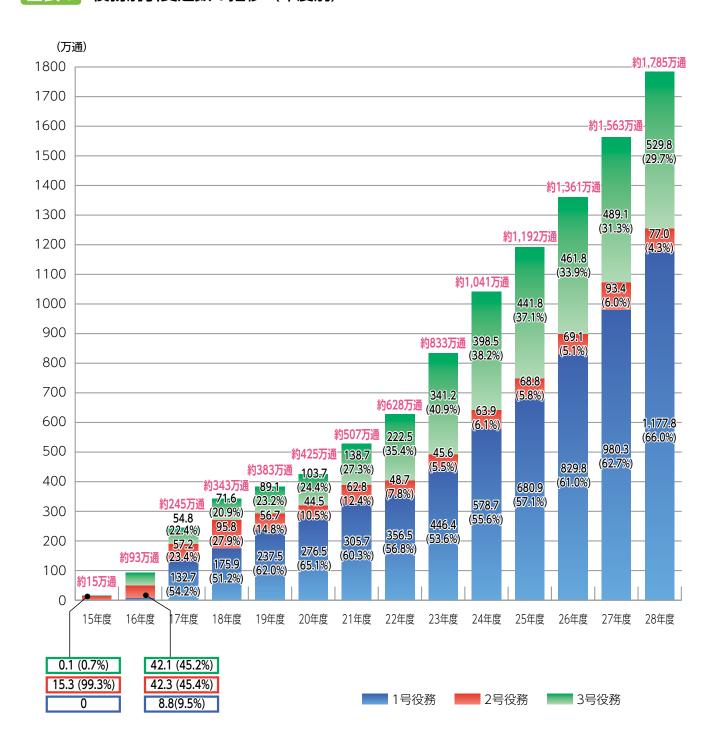
4 引受通数の推移

事業者数の増加にあわせて引受通数も伸びており、平成28年度においては全体で約1,785万通(前年度比約14.2%の増加)となり、そのうちの3分の2を1号役務が占めています。

役務別の引受通数は、1号役務が約1,178万通(66.0%)、3号役務が約530万通(29.7%)、2号役務が約77万通(4.3%)となっています。



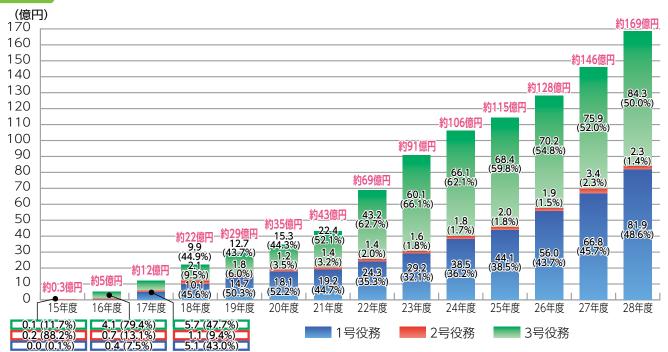
図表 5 役務別引受通数の推移(年度別)



5 売上高の推移

引受通数の増加にあわせて売上高も伸びて おり、平成 28 年度においては全体で約 169 億円(前年度比 15.3%(約 22 億円)の増加) となりました。 役務別に見ると、売上高総額のうち、3号 役務が約84.3億円(50.0%)と高く、次い で1号役務が約81.9億円(48.6%)、2号役 務が約2.3億円(1.4%)となっています。

図表 6 役務別売上高の推移(年度別)



6 事業者数と売上高の比較

参入事業者数と売上高の推移を比較する と、近年は事業者数の増加を上回るペースで 売上高が増加しています。

図表 7 参入事業者数と売上高の推移(比較)

